



補助金等の名称	種類	処分を制限する財産の名称等	細目	処分制限期間(年)
放送大学学園補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は用途等	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
放送大学学園施設整備費補助金		造のもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一
学校情報通信技術環境整備事業費補助金			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちを占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
独立行政法人国立科学博物館施設整備費補助金			その他のもの	四一
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費補助金			旅館用又はホテル用のもの	三一
へき地児童生徒援助費等補助金			延べ面積のうちを占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
学校教育設備整備費等補助金			その他のもの	三九
健康教育振興事業費補助金			店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、格納庫用、荷扱 停車場用、車庫用	三九

教育研修活動費補助	私立大学等研究設備補助金	日本私立学校振興・共済事業団補助金	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備補助金	国立大学法人設備整備補助金	大学改革推進等補助金	研究拠点形成費等補助金	沖縄特別振興対策事業費補助金	独立行政法人教員研修センター施設整備費補助金	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備補助金
-----------	--------------	-------------------	-------------------------	---------------	------------	-------------	----------------	------------------------	--------------------------

その他のもの	その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	その他のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蒸気の影響を直接全面的に受けけるもの	放射性同位元素の放射線を直接受け	の、冷蔵倉庫用のものを除く。倉庫業務の、影響を直接受けるもの	著しい食性を有する液酸その他の	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	の、映画製作スタジオ又はと畜場用のもの	所用、映画製作スタジオ用、屋内ス
三八	三一	二一	二一	三一	二四	三一	三八	三一	三一	三一	三八	三八	三八



業費補助金	研究開発施設共用等 促進費補助金	特定先端大型研究施設 整備費補助金	高性能汎用計算機高度 利用事業費補助金	科学研究費補助金	特定先端大型研究施設 運営費等補助金	特定先端大型研究施設 利用促進交付金	国立大学法人施設整備 費補助金	国立大学法人船舶建造 費補助金	核セキュリティ強化 等推進事業費補助金	国際宇宙ステーション 開発費補助金	地球観測衛星開発費
-------	---------------------	----------------------	------------------------	----------	-----------------------	-----------------------	--------------------	--------------------	------------------------	----------------------	-----------

												金を属造のもの、骨格材の肉厚が（四ミリのメートルに）を超えるものに限る。）
	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、屋内扱所用、映画製作スタジオ用又はと畜場のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの
		二〇	三〇	三四	三八	三四	三一	三一	三一	二九	二七	







原子力発電関連技術	原子力施設等防災対策交付金	電源立地等推進対策交付金	電源立地地域対策交付金	電源立地等推進対策補助金	史跡等購入費補助金	アイヌ文化振興等事業費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	芸術文化振興会施設整備費補助金	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金	文化芸術情報電子化推進費補助金	地域活性化・きめ細かな臨時交付金
-----------	---------------	--------------	-------------	--------------	-----------	----------------	------------------	-----------------	-------------------------	-----------------	------------------

の木骨モルタル造	記事以外のものは美術館用のもの及び左	その他のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時著しい影響を直接全面的に受けけるもの	塩、及び冷蔵倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けけるもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	ケルト場用、魚市場用又はと畜場用のもの	所用、映画製作スタジオ用又は屋内ス	変電所用、発電所用、送信用、所用、	用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲、食、店用、貸席用、劇場用、演奏場	用、学校用又は体育館用のもの
二二	一五	一一	九			一一	一七	一七			二〇	二二		

開  
発  
費  
等  
補  
助  
金

独  
立  
行  
政  
法  
人  
機  
構  
本  
原

子  
力  
研  
究  
開  
発  
金  
（  
工  
施

設  
備  
補  
助  
金  
）  
（  
工  
施

ネ  
ギ  
対  
策  
特  
別  
会

計  
算  
に  
限  
る

店、舗用、学校用、住宅用、又は体育館用のもの、宿泊所用、

飲、食、映画館、貸席用、又は劇場用のもの、演奏場

変電所用、発電所用、送受信所用、

停車場、映画製作場、又はと畜場用

ケ、ト、場、用、魚市場用、又はと畜場用

の、もの

旅館用、ホテル用又は病院用のもの

公衆浴場用のもの

工場（作業場を含む。）用又は倉庫

用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の

著しい影響を有する液体又は気

体の及び冷蔵倉庫用のもの

塩、チリ硝石その他の著しい潮解

性を有する固体を常時蒸置するた

め、全面的に受けけるもの

直接全面的に受けけるもの

その他のもの

一四〇七

一一五五

一九〇

							建物 附属 設備		
開 閉 設 備	又 は ド ア ー 自 動	エ ア ー テ ン	備 び 格 納 式 排 避 難 設 及	消 火 報 知 設 備 及	昇 降 機 設 備	風 冷 房 は ボ イ ラ ー 通 設 備	給 排 水 及 び ガ ス 衛 生 設 備	電 気 設 備 （ 照 明 を 含 む ）	簡 易 建 物
					エ レ ベ ー タ ー  エ ス カ レ ー タ ー	冷 暖 房 設 備 （ 冷 凍 機 の 出 力 が 二 十 二 キ ロ ワ ッ ト 以 下 の も の ）  そ の 他 の も の		蓄 電 池 電 源 設 備  そ の 他 の も の	木 製 主 要 柱 が 十 セ ン チ メ ー ト ル 角 以 下 の も の で 、 土 居 ぶ き 又 は ト タ ン ぶ き の 掘 立 造 の も の 及 び 仮 設 の も の
一 二			八		一 五 一 七	一 五 一 三	一 五	一 五 六	一 七 〇



送配電線及びびき電線	四〇
電車線及び第三軌条	二〇
帰線ボンド	五
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
木柱及び木塔（腕木を含む。）	
架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇
その他のもの	一六
土工設備	五七
橋りよう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇

<p>その他の鉄道用のもの</p>	
<p>軌条及びその附属品並びにまくら木 道床 土工設備</p>	<p>その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及び コンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの</p>
<p>一五 六〇 五〇</p>	<p>一五 六〇 三五 三〇 二一 三二 四五 一二 一九 四〇</p>



放送用又は無線	電気通信事業用のもの	
鉄塔及び鉄柱	<p>通信ケーブル</p> <p>光ファイバー製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>地中電線路</p> <p>その他線路設備</p>	<p>地中電線路</p> <p>塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線</p> <p>配電用のもの</p> <p>鉄塔及び鉄柱</p> <p>鉄筋コンクリート柱</p> <p>木柱</p> <p>配電線</p> <p>引込線</p> <p>添架電話線</p> <p>地中電線路</p>
	<p>二一</p> <p>二七</p> <p>一三</p> <p>一〇</p>	<p>二五</p> <p>三〇</p> <p>二〇</p> <p>三〇</p> <p>一五</p> <p>四二</p> <p>五〇</p> <p>三六</p> <p>二五</p>

広告用のもの	農林業用のもの	通信用のもの
<p>金属造のもの その他のもの</p>	<p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの</p>	<p>円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線</p>
<p>一〇 二〇</p>	<p>八 一〇 五 一四 一七 一四</p>	<p>一〇 一〇 一〇 四二 四〇 三〇</p>

競技場、運動場の用地、又は学校、園、の	スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨造のもの	主として木造のもの	競輪場用競走路	コンクリート敷のもの	その他のもの	ネット設備	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	水泳プール	その他のもの	児童用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	その他のもの
		四五	三〇	一〇		一五	一〇	一五	三〇	三〇			一〇	一五

	園 緑 化 施 設 及 び 庭	舗 装 道 路 及 び 舗 装 面	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ト 造 り 又 は 鉄 筋 コ ン ク リ ト 造 り を 除 く 前 掲 の 物 を
<p>その他のもの 主として木造のもの その他のもの</p>	<p>工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）</p>	<p>コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの</p>	<p>水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁、（爆発物用のものを除く。） のを、 やぐら、上水道、堤防、水そう及び用水用ダム 乾ドック</p>
<p>一五 三〇</p>	<p>七 二〇</p>	<p>一五 一〇 三</p>	<p>八〇 七五 六〇 五〇 四五</p>

	<p>コンクリート造のもの 又はブロック造のもの トブロン（前掲のもの） ものを除く</p>
<p>サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びびへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの</p>	<p>やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁、（爆発物用のものを除く。）堤防、防波堤、トンネル、下水道及び水そう 下水道、飼育場及びびへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場</p>
<p>三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇</p>	<p>四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五</p>

<p>。掘土造のものものを除く（前）</p>	<p>。掘石造のものものを除く（前）</p>	<p>除（れんが造のものものを除く。掘）</p>	
<p>下水道 上水道及び用水池 堤防壁、（爆発物用のものを除く。）</p>	<p>乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの</p>	<p>煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスホン酸その他 の著しい腐食性を有する気体の影 響を受けるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>その他のもの 堤防壁、（爆発物用のものを除く。）</p>
<p>一五 三〇 四〇</p>	<p>五〇 三五 四五 五〇</p>	<p>四〇 二五 七</p>	<p>五〇 四〇</p>

	<p>へい</p> <p>爆発物用防壁及び防油堤</p> <p>その他のもの</p>	<p>二〇</p> <p>一七</p> <p>四〇</p>
<p>金属造のもの（除く。掲前）</p>	<p>橋（はね上げ橋を除く。）</p> <p>はね上げ橋及び鋼矢板岸壁</p> <p>サイロ</p> <p>送配管</p> <p>鑄鉄製のもの</p> <p>鋼鉄製のもの</p> <p>ガス貯そう</p> <p>液化ガス用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品貯そう</p> <p>塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸 その他の発煙性を有する無機酸用のもの</p> <p>有機酸用又は硫酸、硝酸その他前</p>	<p>四五</p> <p>二五</p> <p>二二</p> <p>三〇</p> <p>一五</p> <p>一〇</p> <p>二〇</p> <p>八</p>

<p>。掲木の造りものを除く（前掲のもの）</p>	<p>合成樹脂の造りものを除く（前掲のもの）</p>	
<p>い、岸壁、トンネル、水そう、引湯管及び堤へ</p>	<p>橋、塔、やぐら及びドック</p>	<p>掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鑄鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸 へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの</p>
<p>一〇</p>	<p>一五</p>	<p>四五 一五 一〇 一五 二〇 一五 二五 一五 一〇</p>

船舶									
い も の	の 区 分 に よ ら な	前 掲 の も の 以 外					飼育場		
船 舶 法 （ 明 治 三 十 二 年 法 ） 第 四 十 三 条	十 六 号 第 十 九 条	十 六 号 第 十 九 条	か ら 第 十 九 条 ま ま	で 適 用 を 受 け ま す	鋼 船	漁 船	油 そう 船	薬 品 そう 船	そ の 他 の も の
その 他 の も の	主 と し て 木 造 の も の	飼 育 場	総 ト ン 数 が 五 百 ト ン 以 上 の も の	総 ト ン 数 が 五 百 ト ン 未 満 の も の	総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 以 上 の も の	総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 未 満 の も の	総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 以 上 の も の	総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 未 満 の も の	総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 未 満 の も の
一 〇	五 〇	一 五 七	一 二	九	一 三	一 一	一 〇	一 五	一 〇

---



---

水のら船 中適第舶 翼用十法 船を九第 及受条四 びけま条 ホるでか	ク強のら船 船化適第舶 プ用十法 ラを九第 ス受条四 チけま条 ッるでか	を項軽のら船 除に合適第舶 く掲金用十法 る（船を九第 も他けま条 ののるでか	その他のもの	薬品そう船	漁船	木のら船 船適第舶 用十法 を九第 受条四 けるま条 るでか
--	--	--	--------	-------	----	--

---

カーフェリー  
その他のもの

航空機								
飛行機	その他のもの	木船	鋼船	その他のもの	バークラフト	その他のもの		
主として金属製のもの 最大離陸重量が百三十トンを超えるもの 最大離陸重量が百三十トン以下の	その他のもの	モータボート及びとう載漁船	その他のもの	薬品そう船	動力漁船及びひき船	しゅんせつ船及び砂利採取船	とう載漁船	ひき船 その他のもの 発電船及びとう載漁船 しゅんせつ船及び砂利採取船
一〇	五	四	八	七	六	五	四	二 一〇 八 七 八

<p>運車 搬両 具及 び</p>	
<p>鉄道用又は軌道 用車両（架空索 道用搬器を含む）</p>	<p>その他のもの</p>
<p>電気又は蒸気機関車 電車 内燃動車（制御車及び付随車を含む） 貨車 高圧ポンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの 線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両</p>	<p>もので、五・七トンを超えるもの 最大離陸重量が五・七トン以下のもの その他のもの ヘリコプター及びグライダー その他のもの</p>
<p>一五 一〇 二〇 一五 一二 一〇 一 一 一 一 一</p>	<p>五 五 五 五 八</p>



<p>具（前掲のもの を除く。）</p>	<p>前掲のもの以外 のもの</p>
<p>載量が二トン以下、 その他のもの にあつては総排気量 が二リットル 以下のもをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気 量が三リットル 以上のもをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他の もの</p>	<p>自動車（二輪又は三 輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が 〇・六六リットル 以下のもをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの</p>
<p>三 五 四 五 二 四</p>	<p>四 四 五 五 五</p>

<p>工具</p>	
<p>測定工具及び検査器具（電気検 査器具を含む）</p>	
	<p>その他のもの          二輪又は三輪自動車          自転車          鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車          金属製のもの          その他のもの          フォークリフト          トロッコ          金属製のもの          その他のもの          その他のもの          自走能力を有するもの          その他のもの</p>
<p>五</p>	<p>四 七      三 五      四 四 七      二 三 六</p>

治具及び取付工 具		三
ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロ ールその他のもの	四
型（型枠を含む 及び打抜工具	プレス、その他の金属加工用金型、合 成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型 及び casting 用型	二
切削工具	その他のもの	三
金属製柱及びカ ツペ		二
活字及び活字に 常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使 用するものに限る。）	三
前掲のもの以外 のもの	自製活字及び活字に常用される金属 白金ノズル	八
前掲の区分によ らないもの	その他のもの 白金ノズル	三
その他の主として金属製のもの		一

	器具及び備品
	家具、電気機器、ガス機器及びガス器具（その他に掲げるものを除く）
その他のもの	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの
四	一五 五 八 六 五 八 八 五 八 一五

その他のもの	八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
冷房用又は暖房用機器	六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
食事又はちゅう房用品	

	<p>事務機器及び通信機器</p> <p>陶磁器製又はガラス製のもの  その他のもの  その他のもの  主として金属製のもの  その他のもの</p>	<p>二 五 一五 八</p>
	<p>電子計算機</p> <p>パーソナルコンピュータ（サーバ用除く）  その他のもの</p> <p>電子計算機（電子計算機を除く）、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダ  その他の事務機器</p> <p>リテライプライター及びファクシミリ</p>	<p>三 五 四 五 五 五</p>

	時計、試験機器 及び測定機器	光学機器及び写 真製作機器	看板及び広告器 具
インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジ タルボタン電話設備 その他のもの	時計 度量衡器 試験又は測定機器	オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望 遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡そ の他の機器	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
一 〇 六 六	一 〇 五 五	二 五 八	三 二 〇 五

器 理容又は美容機	容器及び金庫
<p>ポンベ</p> <p>溶接製のもの</p> <p>鍛造製のもの</p> <p>塩素用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>器 ドラムかん、コンテナーその他の容</p> <p>大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>金属製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>金庫</p> <p>手さげ金庫</p> <p>その他のもの</p>	<p>六</p> <p>八</p> <p>一〇</p> <p>七</p> <p>三</p> <p>二</p> <p>五</p> <p>二〇</p> <p>五</p>

---

---

---

医療機器

消毒殺菌用機器

手術機器

血液透析又は血しょう交換用機器

ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器

調剤機器

歯科診療用ユニット

光学検査機器

ファイバースコープ

その他のもの

その他のもの

レントゲンその他の電子装置を使用する機器

移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器

その他のもの

その他のもの

陶磁器製又はガラス製のもの

生物	<p>又は演劇用具 又は遊戯用具 又はスポーツ用具 又は楽器又は興行 又は遊戯用具</p>	
<p>植物 貸付業用のもの</p>	<p>たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これら に類する球戯用具及び射的用具 ご、しやうぎ、まあじゃん、その他 の遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちやう及び幕 衣しやう、かつら、小道具及び大道 具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>主として金属製のもの その他のもの</p>
二	<p>一〇 二 五 三 三 五 二 八</p>	<p>一〇 五</p>

	<p>その他のもの</p> <p>動物</p> <p>魚類</p> <p>鳥類</p> <p>その他のもの</p>	<p>一五</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>八</p>
<p>前掲のもの以外</p>	<p>映画フィルム（スライドを含む。）</p> <p>磁気テープ及びレコード</p> <p>シート及びロープ</p> <p>きのこ栽培用ほだ木</p> <p>漁具</p> <p>葬儀用具</p> <p>楽器</p> <p>自動販売機（手動のものを含む。）</p> <p>無人駐車管理装置</p> <p>焼却炉</p> <p>その他のもの</p> <p>主として金属製のもの</p>	<p>二</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>三</p> <p>三</p> <p>三</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>一〇</p>



製造業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	化学工業用設備
	デジタル印刷システム設備	製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトリソト製造設備 フラットパネル用カラーフィルム製造設備 偏光板又は偏光フィルム製造設備
一	二	七 四	五 四 五 五 五 五

	石油製品又は石炭製品製造業用設備	プラスチック製品製造業用設備（他の項目に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業用設備	なめし革、なめし皮革製品又は毛皮製造業用設備	窯業又は土石製品製造業用設備	鉄鋼業用設備	
その他の設備						表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備	その他の設備
八	七	八	九	九	九	五	一九四

<p>をに（生 い供物産 うさの用 。れ生機 ）る産械 製もの器 造の用具</p>	<p>下設械及路イ電製ものる `装並のす（は 同備器び製ス子造の用こ又置び器るはん じを具情造又部業をにとはにに具もん用 。除製報業は品用い供に取組機及の用機 ）く造通用電 `設うさよりみ械びで性械 。業信設子デ備 。れり付込及備 `を器 以用機備回バ（ ）るそけみび品他有具</p>	<p>用金属 設備製品 製造業</p>	<p>用非鉄 設備金属 製造業</p>
<p>その 他の 設備</p>		<p>金属被覆 金属製ネ ーム及び 彫刻業又 は打はく 製造業用 設備及び</p>	<p>核燃料物質加工設備 その他の設備</p>
<p>一 二 九</p>	<p>一 二</p>	<p>一 〇 六</p>	<p>一 七</p>

<p>は製 °れ生のの用 ↓ (業  ん造 )る産で (に) ビ業務  用業をものあこ 供ス務用  機用いの用つれさの用機  械設うをにてられ生又械  器備 °含供物のる産は器  具 ( ) むさのもものサ具</p>	<p>設械 °業用用機業用業をものあこ 供ス務用業  備器 )用機設械用機用いの用つれさの用機用  を具及設械備器設械設うをにてられ生又械設  除製び備器及具備器備 °含供物のる産は器備  く造電を具び製 `具 ( ) むさのもものサ具 ( )  °業気除製輸造電製は製 °れ生のの用 ↓ (業  )用機く造送業気造ん造 )る産で (に) ビ業務</p>



漁業用設備（水を除く。） 産養殖業用設備	水産養殖業用設備	鉱業、採取業又は砂利採取業用設備		総合工事業用設備	電気業用設備
		石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備	掘さく設備 その他の設備	その他の設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備
五	五	三	六	六	二二 二〇 一五 一五

	<p>ガス業用設備</p>
<p>需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>製造用設備 供給用設備 铸铁製導管 铸铁製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>一五 一八 二二 一五 一七 八</p>	<p>一〇 二二 一三 一三 一三 一五 一七 八</p>

卸売業用設備	又は建築材料、金属材料、鋁物	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備
その他の設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）					自動改札装置 その他の設備					
八	一三	一〇	一〇	一二	一二	五	八	六	九	一八	一七

娯楽業用設備	その他の生活関連サービス用設備	洗濯業、美容業、理容業、洗髪場、美容院用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備（他の項目に掲げるものを除く。）	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備
映画館又は劇場用設備					計量証明業用設備 その他の設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	
一一	六	一三	八	一〇	一四	八 一七	九

<p>前掲の機械及び 装置以外のもの 並びに前掲の区 分によらないもの</p>	<p>その他のサービス その用途</p>	<p>自動車整備業用 設備</p>	<p>教育業（学校教 育を除く。学校教 育又は学習支援業 又は学習支援業 用設備</p>	
<p>機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製の その他のもの</p>			<p>教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>一〇 一七 八</p>	<p>一二</p>	<p>一五</p>	<p>八 一七 五</p>	<p>七 一三 一七 八</p>

無形減価償却資産

漁業権	ダム使用権	水利権	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	ソフトウェア	育成者権	営業権	専用側線利用権	鉄道軌道連絡通行施設利用権	電気ガス供給施設利用権
							複写して販売するための原本 その他のもの	種苗法（平成十年法律第八十三号） 第四条第二項に規定する品種 その他				
一〇	五五	二〇	八	五	七	一〇	三	一〇	八	三〇	三〇	一五





こりやなぎ	桑樹	つばき樹	オリーブ樹	茶樹	パイナップル	ブルーベリー樹	キウイフルーツ	いちじく樹	すもも樹	あんず樹	かき樹	梅樹	くり樹	びわ樹
	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り													
一〇	九	一八	二五	二五	三四	三	二五	一一	一六	二五	三六	二五	二五	三〇

		却用開 資減発 産価研 償究			却用公 資減害 産価防 償止							
工具	構築物	構築物 属設備	建物及び 建物附 属設備	機械及び 装置	構築物	ホップ	まおらん	ラミー	アスパラガス	もう宗竹	こうぞ	みつまた
	、ガス 鉄塔又は 工業薬品 貯蔵、アン テナ	風どう、 試験水そう 及び防壁	はす性室建 建ると同、 物た位無の 附元響全部 属に素室、 設特取、又 備に扱電は 施設そのや した他へ低 内部のい温 造殊、室、 作室放恒 作に射温									
四	七	五	五	五	一 八	九	一 〇	八	一 一	二 〇	九	五

の増加の附則は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加を示した財産から適用する。

ソフトウェア	機械及び装置	器具及び備品
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金加工機械その他これらに類するもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
三	四七	四